

平成 2 2 年 1 1 月 定 例 会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平 成 2 2 年 1 1 月 2 6 日)

生 活 環 境 部

陳情（新規）

環境立県推進課、水・大気環境課

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
22年-28号 (22.11.24)	生活環境部	中海のアオコ発生の原因 究明と対策についての陳 情書の提出について 美しい中海を守る住民会 議	【陳情要旨】 1 アオコ発生の原因を究明し、住民に公表、説明するとともに、両堤防の開削などの対策を急ぐこと。 ○中海・宍道湖におけるアオコ発生問題については、11/9 に沿岸関係機関による対策会議が実施され、本県も同会議に出席し情報交換を行った。 ○今回の中海のアオコは宍道湖が発生源であり、現在、河川管理者である国土交通省出雲河川事務所、島根大学・島根県等が連携しながら生態調査等を実施している。 ○本県においても、衛生環境研究所がアオコの種の同定や発生箇所の塩分環境の調査を実施しており、発生原因の究明に協力している。 2 干拓堤防建設による宍道湖の塩分濃度の変化等の因果関係を調査し、対策を講じるよう国に求めること。 ○宍道湖の塩分濃度の変化については把握していない。 3 大橋川拡幅により、中海へアオコが大量に流入しないか、環境アセスメントを行うこと。国にも要望すること。 ○大橋川拡幅による中海の水環境や動物・植物・生態系などへの影響についての環境アセスメント結果に基づき、事業影響の程度や環境保全措置の実施の程度について、事業者が必要な項目を定めたモニタリング計画書（案）が平成22年11月17日に両県、沿川自治体、有識者からなるモニタリング協議会で了承された。 ○事業による環境影響の程度が著しいと判断された場合は、協議会で「新たな保全対策を含めた必要性」の検討を行い、必要と判断された場合、事業者は適切な対応策を検討・実施することとされている。 ○アオコなど植物プランクトンについても、モニタリングを通じて事業影響の程度を継続的に確認するとされている。 ○モニタリング結果については、同協議会に報告され、確認・評価を行い、事業者意見及び助言することとされている。

陳情（新規）

環境立県推進課

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
22年-30 (22.11.24)	生活環境部	原子力に依存しないエネルギー政策への転換を求める意見書の提出について 反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会	陳情事項 日本が世界一の地震国であることを十分にふまえた上で、原子力発電を基幹電源とする「エネルギー基本計画」を見直し、原子力を用いないエネルギー施策への転換を求める意見書を国会に提出すること。 ○ 国のエネルギー政策については、「エネルギー政策基本法」第12条の規定に基づき、エネルギー基本計画が策定されている。 ○ エネルギー基本計画（平成22年6月改定）において原子力発電については、「供給安定性・環境適合性・経済効率を同時に満たす中長期的な基幹エネルギーとして、安全の確保を大前提に、国民の理解・信頼を得つつ、需要動向を踏まえた新增設の推進、設備利用率の向上などにより、積極的に推進する。」とされている。 ○ 平成19年度実績 ・国内発電電力量10,239億kWh 火力（LNG、石炭、石油等）66% 原子力26% 再生可能エネルギー等8% ○ 原子力発電のメリット ・発電の段階では二酸化炭素を排出しないため、地球温暖化対策として有効。 ○ 原子力発電の課題 ・使用済みウラン、高レベル放射性廃棄物の処理体制が整っていない。